

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、訪問指導業務手当の支給対象者の名称等を変更するものです。

【法制定の背景】

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定されました。この法律は、基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針、女性相談支援員の配置等の困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項が定められています。

【条例改正の内容】

①条例で引用している訪問指導業務手当[※]の支給対象業務の根拠法を変更します。

売春防止法 → 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

②訪問指導業務手当の支給対象者の名称を変更します。

婦人相談員 → 女性相談支援員

※訪問指導業務手当とは、福祉事務所の職員が生活指導等の訪問業務を行ったときに支給される手当をいい、日額470円が支給されます。

【施行期日】

令和6年4月1日